

鳥取縣公報

昭和二十五年八月七日

号 外 月 曜 日

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十六号

鳥取縣「すいか」検査條例に基いて鳥取縣「すいか」検査員「すいか」検査施行手続を次のように定める。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣「すいか」検査施行手続

第一條 鳥取縣「すいか」検査條例に基く移出「すいか」

(以下移出「すいか」という)の検査(以下検査といふ)はこの手続の定めるところにより行うものとする。

第二條 検査は移出「すいか」検査申請書(以下申請書といふ)提出の順序により行うものとする。但し受検者の準備が整わないのであつてはその順序によらなければ

いことができる。

2 検査員は検査計画をたて検査場及び日時を受検者に予め周知しなければならない。

第三條 検査員は申請書に基き現品を照合した後検査を行わなければならない。

第四條 検査は移出「すいか」標準検定会の定める標準品に照し合せ合格、不合格を決定する。

第五條 検査員は検査を終つたとき合格した「すいか」に対し検査証印を貼付しなければならない。

第六條 検査員は検査を終つたとき申請書に検査月日及び自己の氏名を記入捺印し手数料証紙に消印しなければならない。

第七條 検査員は検査を終つたとき別記様式第一号による検査原簿に所要の事項を記入するとともに毎日の検査成績を別記様式第二号による検査成績旬報によりとりまとめ当該申請書を添えて翌旬五日目までに知事に

提出しなければならぬ。

第八條 生産地の最寄駅以外において移出検査を行う場合には別記様式第三号による標札を検査場の最も見易い場所に掲げなければならぬ。

第九條 再検査を行つたときは第七條に準じて取扱わなければならぬ。

第十條 検査等級証印を取消す場合は証印を再使用できないよう破棄しなければならぬ。

第十一條 検査員は検査等級証印を保管し受扱の都度別記様式第四号による受扱原簿に記入し常にその状況を明らかにしなければならぬ。

附 則

第十二條 この手続は公布の日から施行し鳥取縣「やさか」検査條例施行の日から適用する。

別記様式第一号

検査原簿

町

No.

申請書 番号	検査 月日	氏名	検査 数量	内 訟	手 料	再 検 査	不 合 格
-----------	----------	----	----------	--------	--------	-------------	-------------

手 料	本 句 分 計	内 訟	不 合 格
--------	------------------	--------	-------------

手 料	累 計
--------	--------

検査成績句報

(昭和 年 月 分)

品 名	すいか	本 旬 分 任 向 地	専 任 向 地 内 訖 量
--------	-----	----------------------------	---------------------------------

單 位	個	大 阪	京 都
--------	---	--------	--------

検査總數	北 九 州	神 戶	關 門
------	-------------	--------	--------

本 旬 分 内 訖 不 合 格	：	：	：
--------------------------------------	---	---	---

検査總數	：	：	：
------	---	---	---

手 料	本 旬 分 内 訖 不 合 格	：	：
--------	--------------------------------------	---	---

手 料	累 計	：	：
--------	--------	---	---

昭和 年 月 日	検査場駅名	別記様式第四号
鳥取縣知事 西尾愛治殿	検査員氏名印	検査証印受扱原簿
縦 二尺五寸	横 八寸	月 日 摘 要 受 払 残 高
厚さ 正五分		
(裏面表面と同じ)		
生		
示		

◇鳥取縣告示第三百九十七號

昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例に基く、鳥取縣木材検査運営委員会規程を次のよう規定する。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣木材検査運営委員会規程

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(目的)

第一條 鳥取縣木材検査運営委員会（以下委員会といふ。）は、知事の諮問に応じ、木材の検査に關する事項を調査審議することを目的とする。

(委員会の事務所)

第二條 委員会の事務所は、鳥取縣庁林務課に置く。

(委員会の組織)

第三條 委員会は、委員二十五人以内をもつて組織し、委員長及び副委員長一人を置く。

第四條 委員は、鳥取縣公吏、縣會議員、關係官庁の官吏、林業關係團体の役職員及び學識經驗者の中から、

知事がこれを任命又は委嘱する。

第五條 委員長は、会務を總理する。

第六條 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

第七條 委員長が必要と認めたとき

二 委員の三分の一以上の者が請求したとき

(委員会の運営)

第八條 委員会は、委員の三分の一以上の者が出席しなければ、會議を開くことができない。

第九條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十條 委員会に幹事及び書記若干人を置き委員長が、これを任命又は委嘱する。

第十一條 委員会に幹事及び書記若干人を置き委員長が、これを任命又は委嘱する。

△鳥取縣告示第三百九十八号

鳥取縣「すいか」検査條例第十七條の規定に基き鳥取縣

移出「すいか」標準査定会規程を次のよつて定める。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣移出「すいか」標準査定会規程

第一條 鳥取縣「すいか」検査條例（以下條例といふ）

第四條 基く任務を遂行するため鳥取縣農林部農務課

内に鳥取縣移出「すいか」標準査定会（以下査定会といふ）を置く。

第二條 査定会は知事の監督に屬し鳥取縣「すいか」検査

査條例施行規則第三條に基き移出「すいか」の標準品を査定する。

第三條 査定会は会長一名委員十名以内をもつて組織する。

会長は農林部長の職にある者をもつてこれに充て委員は次に掲げる者の中から知事が任命又は委嘱する。

1 関係行政機關の職員

2 生産者團体の役職員

3 學識經驗者

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百九十五号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
氣高郡鹿野町議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項
に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように
うに指定する。

昭和二十五年八月七日

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年八月九日から
同 年同月十五日まで

選舉告示

◇選舉告示第十一号

昭和二十五年八月七日 外月曜日 号

本書ノ大キサハ國語格A五判

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣東部海区漁業調整
委員会委員選舉における候補者博田三太郎は八月七日そ
の候補者であることを辞する旨届出があつた。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣東部海区漁業調整委員會委員選舉

選舉長 呪 金 幸 一